

## 第6章 監督官庁への届出

### 第1節 監督官庁への届出

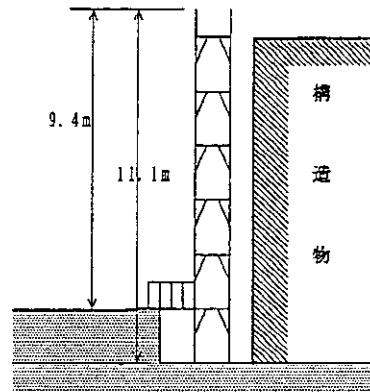
足場の設置、移転及び主要構造部を変更しようとするとき、足場の規模や使用期間によっては、所轄労働基準監督署にその趣旨、内容を届出しなければならない。

#### 2-1 建設物の設置、移転、変更届

- (1) 届出を必要とする「わく組足場」 (安衛則) 第88条及び、第89条足場の高さが10m以上で、かつ、組立開始から解体終了までの期間が60日以上のもを設置し、移転し、またはこれらの主要構造部の変更をするとき。

ここで注意しなければならないのは、「足場の高さ」とは右図に示す地上よりの高さ9.4mでなく、足場設置の最下端より最上段手すり上端までの高さ11.1mである。

また、足場の高さが一律でない場合は、最も高くなる高さを対象とする。



- (2) 届出義務者及び届出先 (安衛則) 第86条  
前述に該当する足場を設置し、移転し、またはこれらの主要構造部を変更しようとする事業者は、所轄労働基準監督署長にその主旨・内容を届出しなければならない。
- (3) 届出期限及び提出部数 (安衛則) 第86条  
前述に該当する足場を設置し、移転し、またはこれらの主要構造部を変更しようとする30日前までに正副2部を提出しなければならない。
- (4) 届出書類の内容

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| ① 届書（建設物の設置、移転、変更届）      | } (安衛則)<br>第86条 |
| ② 足場の計画概要（工程表、足場の部材等明細書） |                 |
| ③ 足場の種類と構造               |                 |
| ④ 組立図及び配置図               |                 |

⑤ 計画参画者の資格及び経歴の証明 (安衛則) 第92条の2及び3  
届出書類の詳細な内容および記入については、「資料編」を参考されたい。

## 仮設機材技術委員会

委員	長	藤田	和俊	北陸地方建設局	北陸技術事務所
副委員	長	奥住	雅彦	北陸地方建設局	企画部
委員		井村	忠夫	北陸地方建設局	河川部
		大林	厚次	北陸地方建設局	道路部
		(前)出戸端	久登志	北陸地方建設局	富山工事事務所
		富樫	孝司	北陸地方建設局	道路部
		寺山	和雄	(社)新潟県建設業協会	
		奥野	修三	(社)富山県建設業協会	
		久末	憲之	(社)石川県建設業協会	
		渡部	孝久	(社)日本土木工業協会北陸支部	
		宮城	稔	(社)日本道路建設業協会北陸支部	
		内山	和夫	(社)日本建設機械化協会北陸支部	
		福井	徹也	(社)仮設工業会	
		(前)池田	一男	(社)仮設工業会	

## 作業部会

樋口	多	四	郎
菅井	敏	彦	
竹田	隼	雄	
市川	勝	明	
小橋	賢	治	
青木		茂	
秋元	耕	一	
樋口	一	朗	
津村	正	志	